

課長	課長補佐	グループ長	課 僚	担 当	HP公開用

磐田市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月15日（金）午後2時00分から

2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階304・305会議室

3 出席委員	1番 鈴木 則和	3番 角田 誠哉
	4番 稲垣 明久	6番 溝口 貴也
		8番 小城 寿子 9番 大箸千賀子
	10番 鈴木 茂仁 11番 澤田 和孝	12番 大橋 安男
	13番 村田 暢之 14番 石野 計美	15番 藤原 隆
	16番 田中 昌孝 17番 池田 藤平	18番 鈴木 陽介
	19番 安田 正晃	

4 欠席委員 2番 佐野 一正 5番 鈴木 千智 7番 石川 良二

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の氏名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第21号 農地法第3条の規定による許可について
議案第22号 農地法第5条の規定による許可について
議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】
議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】
報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第25号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第26号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6 事務局出席者 鈴木課長 新井主幹 水野主査 川口主任 寺田主事

7 議 事

会 長)

それでは、ただいまから9月定例会を開会いたします。在任委員19名中16名が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、6番溝口 貴也委員、8番 小城 寿子委員を指名します。議事録署名委員の方々は、来月の総会の際に事務局職員が作成した総会議事録を確認いただき、署名をしていただきます。次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の寺田さんを指名いたします。

議 長)

それでは、議事に入ります。議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」を議案として上程します。最初に事務局より農地法3条の説明を求めます。

事務局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があつたので審議を求める。

令和5年9月15日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、東部地区、申請地「西貝塚 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。売買による所有権移転の案件で、農業委員会のあっせん事業により譲り受けた案件です。

農地あっせん事業について、簡単に説明させていただきます。農地あっせん事業は、担い手農業者の経営規模の拡大や、農地集積を促進するため、農業委員会が譲渡希望者と担い手農業者との仲介を行うものです。あっせん事業の対象の条件は、譲受人が認定農業者であること、申請地が青地農地であることです。この事業を利用することで譲渡者は譲渡所得税の控除を受けられます。

譲渡人は、城之崎 [REDACTED]、譲受人は、西貝塚 [REDACTED]、自作地 [REDACTED]、貸付地 [REDACTED]、借入地 [REDACTED]です。

譲受人は、[REDACTED] 認定農業者です。借入地及び自宅近傍の当地を取得し、経営規模の拡大を図りたく、申請するものです。売買価格は、10a当たり [REDACTED] です。取得後も、[REDACTED] の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいたしております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第22号「農地法第5条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

それでは、議案書2ページをご覧ください。

議案第22号「農地法第5条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条の規定により、次のとおり申請があつたので審議を求める。

令和5年9月15日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地「大久保 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]です。案内図及び配置図は1ページをご覧ください。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、大久保 [REDACTED]、譲受人は、大久保 [REDACTED]
[REDACTED]、転用目的は、診療所 [REDACTED]、調整池 [REDACTED]、緑地 [REDACTED]、普通車 [REDACTED]台分の駐車場で、アスファルト舗装敷きです。

申請人は、市内に本店住所を置き、[REDACTED]法人です。

申請人は、近年の医療技術の発達は目覚ましく、医療器具・備品を最新に変更・更新したいと考えております。しかし、既存の診療所は借地であり、医療器具等の変更・更新に伴う建物の拡張は難しい状況です。また借地の契約期間の満了もあり、診療所の移転を行う必要があるため、土地所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

診療所の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に [REDACTED] を設置し、生活排水は合併浄化槽を経由し [REDACTED] 側道路側溝へ放流、雨水は敷地内側溝を経由し調整池にて流量を制限し [REDACTED] 側水路へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる集落のにじみ出しに該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号2番、北部地区、申請地「岩井 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]です。案内図及び配置図は2ページをご覧ください。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、笠梅 [REDACTED]、使用借人は、福田 [REDACTED]、転用目的は、普通車 [REDACTED]台分の貸駐車場で、アスファルト舗装敷きです。

申請人は、[REDACTED]個人事業主です。

申請人は、[REDACTED]の駐車場が必要との事で貸駐車場用地を探しているとの相談があり、貸駐車場経営を行うため申請するものです。

貸駐車場の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に [REDACTED] を設置し、雨水は調整池に流入させ、許容放流量に制限し既設側溝を経由し [REDACTED] 側の安久路川へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる集落のにじみ出しに該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

議案書3ページをご覧ください。案内図及び配置図は3ページをご覧ください。

整理番号3番、北部地区、申請地「岩井 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] m²です。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、笠梅 [REDACTED]、譲受人は、笠梅 [REDACTED]、転用目的は、普通車 [REDACTED]台分の駐車場で、碎石敷です。

申請人は、現在宅地内には駐車場がなく近隣の貸駐車場を借りていましたが、返却を求められているため駐車場敷地が必要となり、[REDACTED]に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に [REDACTED] を設置し、雨水は自然浸透することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる集落のにじみ出しに該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号4番、北部地区、申請地「匂坂上 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]、雑種地等 [REDACTED]併用です。案内図及び配置図は4ページをご覧ください。

売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、匂坂上 [REDACTED]、譲受人は、[REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、[REDACTED] 台分の駐車場で、アスファルト舗装敷きです。

申請人は、市内に本店住所を置き、[REDACTED] 法人です。

申請人は、申請地の [REDACTED] 側の敷地にて [REDACTED] を運搬していますが、[REDACTED] 駐車場及び作業スペースが不足しており、拡張することにより事業の効率化を図りたく、土地所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に [REDACTED] を設置し、雨水は [REDACTED] を経由し [REDACTED] 側水路へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる既存施設の拡張に該当し、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。ちなみに既存施設の拡張が対象になる場合は、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限ります。

次に、整理番号5番、西南地区、申請地「草崎 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] です。案内図及び配置図は5ページをご覧ください。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、草崎 [REDACTED]、譲受人は、周智郡森町 [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、[REDACTED]w太陽光パネル [REDACTED] 枚を設置し、発電能力 [REDACTED]、設置面積 [REDACTED]、調整池 [REDACTED]、普通車 [REDACTED]台分の管理用駐車場の太陽光発電施設です。

申請人は、市内に本店住所を置き、[REDACTED] 法人です。事業規模拡大のため、当地を太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

施設の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に [REDACTED] を設置し、雨水は敷地全体で貯留し調整池放流口余水吐部に導き、許容放流量に制限して放流管にて [REDACTED] を経由し道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、相当数の街区を形成している区域内にあの農地であることから、第2種農地に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号6番、竜洋地区、申請地「駒場 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。

案内図及び配置図は6ページをご覧ください。

貸人は、駒場 [REDACTED]、借人は、新開 [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、仮設事務所 [REDACTED]、仮設トイレ [REDACTED]、[REDACTED] 資材置場で、碎石敷きです。賃貸借の権利設定の案件で、許可日から [REDACTED] までの一時転用です。

申請人は、市内に本店住所を置き、[REDACTED] 法人です。[REDACTED]

[REDACTED] 工事のため、仮設事務所並びに資材置場等の確保が必要であるため、周辺地域で適地を探したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

仮設事務所等の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は [REDACTED] を経由し [REDACTED] 側道路へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められる場合であること。工事完了後は、元の農地に復元し、所有者が適正管理する誓約書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。一時転用とは、ある目的のために、農地を一定期間耕作以外の目的に使用し、その期間終了後容易に耕作できる状況に復元することを言います。

議案書4ページをご覧ください。案内図及び配置図は7ページをご覧ください。

整理番号7番、竜洋地区、申請地「豊岡 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、豊岡 [REDACTED]、譲受人は、東京都港区 [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、[REDACTED] w太陽光パネル [REDACTED] 枚を設置し、発電能力 [REDACTED]、設置面積 [REDACTED] の太陽光発電施設です。

申請人は、市外に本店住所を置き、[REDACTED] 法人です。事業規模拡大のため、当地を太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

施設の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をフェンス及び土堰堤で囲い、雨水は自然浸透にすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、市街化に近接する区域内の農地で、その規模が概ね 10ha 未満である事から、第2種農地に該当し、他に同等規模の代替となる土地もない事から、許可相当と判断致します。

次に、整理番号8番、豊田地区、申請地「東名 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]です。案内図及び配置図は8ページをご覧ください。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、森下 [REDACTED]、譲受人は、東名 [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、普通車 [REDACTED] 台分の駐車場です。

申請人は、申請地 [REDACTED] 側にて二世帯家族 [REDACTED] で生活しており、[REDACTED] が車両の購入に伴い宅地内に駐車できるスペースがない状態であるため、自己用駐車場用地を確保するため、申請するものです。

駐車場の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に [REDACTED] を設置し、

雨水は北側水路へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる集落のにじみ出しに該当し、所有地の中で検討したところ、當農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号9番、豊田地区、申請地「一言 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]です。案内図及び配置図は9ページをご覧ください。

貸人は、富里 [REDACTED]、借人は、浜松市 [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、仮設事務所 [REDACTED]、倉庫 [REDACTED]、仮設トイレ [REDACTED]、普通車 [REDACTED]台分の [REDACTED] 駐車場で、鉄板敷きです。賃貸借の権利設定の案件で、許可日から [REDACTED] までの一時転用です。

申請人は、市外に本店住所を置き、[REDACTED] 法人です。申請地付近で [REDACTED] の改修工事のため、仮設事務所並びに駐車場の確保が必要であり、周辺地域で適地を探したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

仮設事務所等の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に [REDACTED] を設置し、雨水は地下浸透にすることから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね 500m 以内に2以上の教育・医療施設等があり、前面道路に2以上のライフラインがある事から第3種農地に該当し、工事完了後は、元の農地に復元し、所有者が適正管理する誓約書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号10番、豊田地区、申請地「一言 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]です。案内図及び配置図は10ページをご覧ください。

貸人は、富里 [REDACTED]、借人は、浜松市中区 [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、普通車 [REDACTED] 台分の [REDACTED] 駐車場で、鉄板敷きです。賃貸借の権利設定の案件で、許可日から [REDACTED] までの一時転用です。

申請人は、市外に本店住所を置き、[REDACTED] 法人です。申請地付近で所有する [REDACTED] の改修工事に伴い工事中は既存の駐車場が使用できないため、駐車場の確保が必要であり、周辺地域で適地を探したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に [REDACTED] を設置し、雨水は地下浸透にすることから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね 500m 以内に2以上の教育・医療施設等があり、前面道路に2以上のライフラインがある事から第3種農地に該当し、工事完了後は、元の農地に復元し、所有者が適正管理する誓約書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

議案書5ページをご覧ください。案内図及び配置図は11ページをご覧ください。

整理番号11番、豊田地区、申請地「下万能 [REDACTED]」の一部、地目畠、面積は [REDACTED] [REDACTED]、合計面積 [REDACTED] です。貸人は、下万能 [REDACTED]、賃借人は、静岡市葵区 [REDACTED]、転用目的は、當農型太陽光発電施設、[REDACTED]w太陽光パネル [REDACTED] 枚を設置し、発電能力 [REDACTED]、設置面積 [REDACTED]、下部農地面積 [REDACTED] [REDACTED]、栽培作物は [REDACTED]、[REDACTED] 年間の一時転用で、[REDACTED] に初めて許可を受け、

■回目の更新申請です。転用面積は、杭■、先方柱■、中電柱■、キュービクルの合計面積です。ちなみに、営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを指します。支柱の基礎部分については一時転用許可が必要となり、一時転用許可は再許可が可能です。再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分に勘査し総合的に判断いたします。

申請人は、市外に本店住所を置き、■法人です。農地の上部を有効活用し、営農を行なながら、発電施設として転用したく、申請するものです。下部農地の営農者は、■が農地法第3条で賃貸借し営農しております。

発電施設の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること、最低高■mの支柱の上にパネルを設置、下部農地の■の遮光率は■、■の遮光率は■、■を栽培、販売する農業生産法人株式会社■と■から「地域の平均的な収量のおおむね8割を確保し、品質とともに問題ないと考えます。」旨の意見書も添付されています。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいたしております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必用な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

以上で説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

■委員)

整理番号5番の面積は大きいのですが、1筆で間違いないでしょうか。また案内図の境界に建物がかかっていますが、作成誤りですか。

事務局)

1筆で間違いません。申請地に建物が越境している事実ではなく、案内図の作成誤りです。

■委員)

整理番号11番の営農型太陽光は今回の申請が■回目の更新ということですが、栽培は順調に進んでいるということですか。

事務局)

■は既に出荷しております。営農型太陽光発電施設の制度は、地域の平均単収の収量8割を満たさないといけないという条件があり、毎年2月に随時報告を出していただき確認しています。昨年は、

生育が芳しくない部分があり、収量8割を満たしていない状況でしたが、今後は苗を追加で植えるなど対策を施して、改善を図っていくということを確認しておりますので、来年の随時報告等で状況を確認いたします。

()

収量8割を満たしていないかった理由は何か聞いていますか。

事務局)

につきましては、から試験的な収穫と販売を開始しておりましたが、から少しづつ収穫をしている状況です。に関しては収穫する枝を間違えると、樹勢が上回ってしまうということで、昨年は慎重に収穫を行い、来年はどこから枝を伸びるのかを観察している状況です。来年以降はある程度傾向がつかめたので、収量を増加する計画となっていると申請者に確認しています。に関しては一部枯れてしまつた部分が発生したため、収量が減ってしまったということです。枯れてしまった部分については、植替作業を行っており、収量を増加する計画になつてると申請者に確認しています。また、今後も管理方法の見直しや情報収集等を積極的に行い、試行錯誤をしながら営農していくと申請者に確認しております。

議長)

他に質問等もないようですので、採決を取ります。議案第22号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第23号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」を議案として上程します。

なお、本審議案件につきまして、は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与ができませんので、退席をお願いいたします。

(退席確認)

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書6ページをご覧ください。

議案第23号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について【利用権設定】」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。

令和5年9月15日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権設定分は、筆、面積です。内訳は、田筆、畠筆、樹園地筆及び施設用地筆です。貸付人、借受人は、議案書及び各筆明細のとおりです。

今回の利用権設定の案件、筆、面積のうち、新規の利用権設定の計画は、筆、再設定の計画は筆です。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。詳細につきましては、別紙各筆明細のとおりです。なお、明細の貸主名は、令和5年1月1日時点の登記簿の名義人名になっています。

以上で説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

他に質問等もないようですので、採決を取ります。議案第23号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について【利用権設定】」の案件につきまして、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、承認することに決定いたします。

(入席確認)

次に、議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について【利用権移転】」を議案として上程します。それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書7ページをご覧ください。

議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について【利用権移転】」、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。

令和5年9月15日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権移転分は、■筆、地目畠、面積■です。移転をする者、移転を受ける者は、議案書及び各筆明細のとおりです。

ともに遠州中央農業協同組合の転貸分です。農地利用集積円滑化事業により移転を行うもので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上で説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地

利用集積計画について【利用権移転】の案件につきまして、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、承認することに決定いたします。

以上で、農地法の審議を終了いたします。

事務局)

議案書8ページから11ページをご覧ください。

報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、このことについて、農地法第3条の3第1項の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年9月15日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、東部地区、届出地「明ヶ島 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。被相続人は、明ヶ島原 [REDACTED] を、相続人は、明ヶ島原 [REDACTED] を含め、13件の相続の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書12ページをご覧ください。

報告第25号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年9月15日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、竜洋地区、届出地「南平松 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]です。届出者は、浜松市南区 [REDACTED] 、転用目的は [REDACTED] を含め2件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書13ページから16ページをご覧ください。

報告第26号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第5条第1項第7号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年9月15日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、北部地区、届出地「見付 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。譲渡人は、富士見町 [REDACTED] 、譲受人は愛知県豊橋市 [REDACTED] 、転用目的は [REDACTED] を含め、賃借権設定の案件1件、所有権移転の案件15件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書17ページから22ページをご覧ください。

報告第27号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、農地の賃借権の合意解約がなされ、農地法第18条第6項の規定による通知があつたので、次のとおり報告する。

令和5年9月15日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

整理番号1番、北部地区、土地の所在「岩井 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。賃貸人は、袋井市 [REDACTED] 、賃借人は、大久保 [REDACTED] 、耕作者

のための解約を含め、33件の通知を受理しましたので、報告いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

ただいまの報告第24号から第27号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願ひします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

全体を通して、ご質問、ご意見等がございましたらお願ひします。

他に質問、ご意見等は、ないようです。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了（午後2時25分）

協議事項

- ・法改正に伴う磐田市農業経営基盤の強化の促進に関する構想の改正について説明、意見聴取。＊承認

報告事項

ありません。

連絡事項

- ・令和5年度農業者年金加入推進特別研修会の開催について

終 了（午後2時40分）

上記のとおり決する。

農 業 委 員 会 会 長

議 事 錄 署 名 人

議 事 錄 署 名 人